

# 第二次ざま男女共同参画プラン

平成 22 (2011) 年度～令和 2 (2020) 年度

計画期間 10 年間の総合評価

座 間 市

令 和 4 年 3 月

## 1. 第二次ざま男女共同参画プランの概要

第二次ざま男女共同参画プランは、「ざま男女共同参画プラン（平成13（2001）～平成22（2010）年度」の基本理念の精神を発展的に継承し、「男女の自立と平等に基づく共同参画社会」を着実に推進するための行動計画として、平成23（2011）年に策定したものです。この計画は、第四次座間市総合計画の個別計画となっており、平成29（2017）年3月には、第四次総合計画の中間見直しにおいて、男女共同参画に密接に関わる子育て支援及び防災対策が強化されたことを受け、女性活躍推進法の施行に合わせて見直しを行いました。

## 2. プランの基本的な考え方

### （1）基本理念

#### ○男女の人権の尊重

個人としての尊厳を重んじ、個人の自己決定・自己実現の視点から、性別にとらわれず、個人が自由な選択のもとで能力を發揮できる社会の実現を目指す。

#### ○あらゆる分野への男女共同参画

政治、経済、社会、文化などの多岐にわたる分野へ、自立した責任ある個人として参画し、政策・方針決定過程に対等に参画すること、その意識を育てるここと、また、参画しやすい仕組を作る。

#### ○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、自己実現など、様々な活動について自らが希望する調和のとれた暮らしができるようにする。

#### ○社会制度や慣行による影響への配慮

社会における制度や慣行における性別による固定的な役割分担等の概念が、ひとりひとりの自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮する。

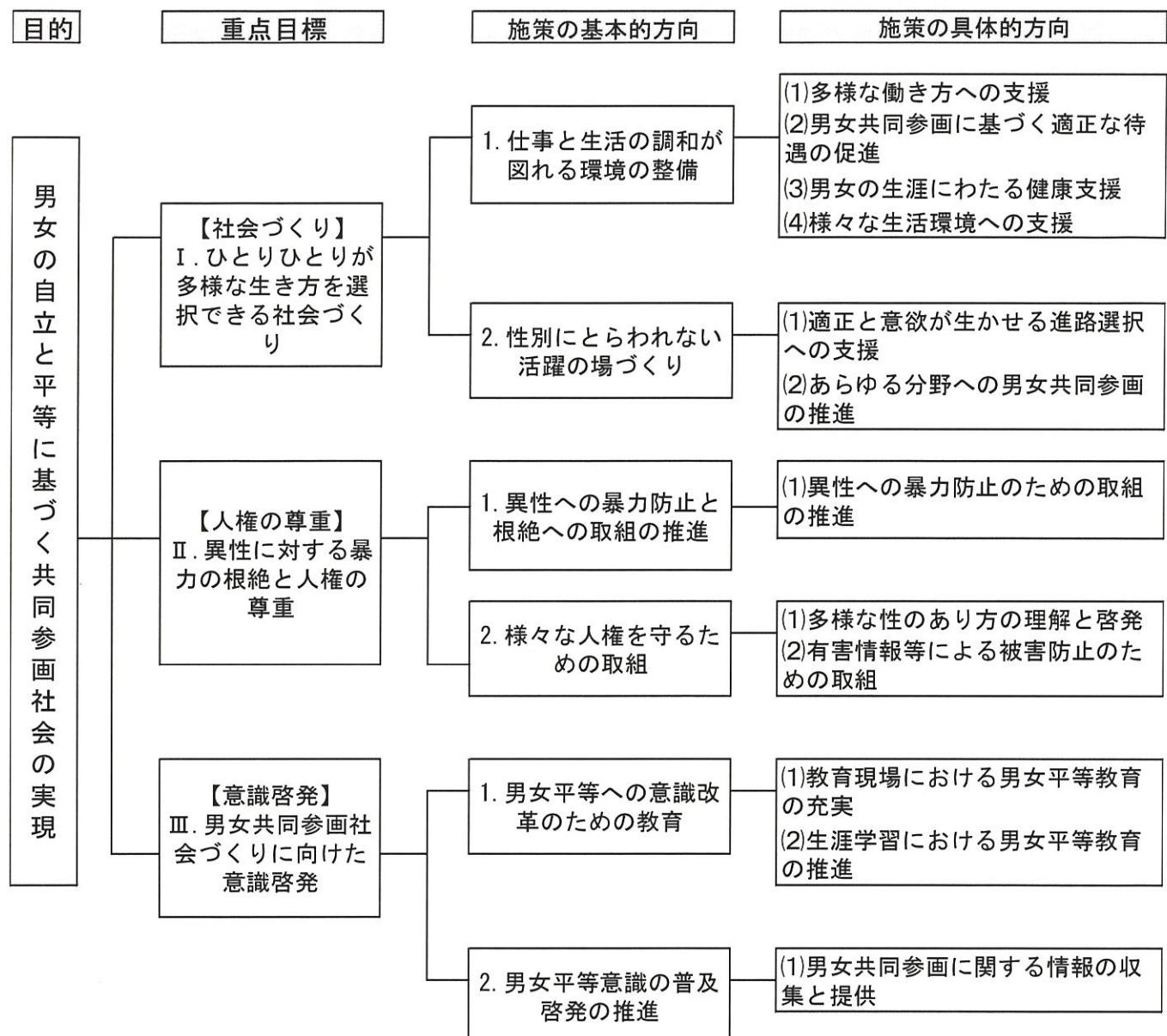
### （2）重点目標

#### ○ひとりひとりが多様な生き方を選択できる社会づくり

#### ○異性に対する暴力の根絶と人権の尊重

#### ○男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発

## プランの体系



### 3. プランの総合評価について

令和2年度は、「第二次男女共同参画プラン」の10年間の計画期間の最終年度であることから、本市の男女共同参画の推進に関する事業の実施状況について総合評価を行いました。各事業の成果や課題を検証し、令和5年度から開始予定の「次期ざま男女共同参画プラン」策定のための基礎資料とします。

#### 4. 実施事業総合評価

各担当課が計画期間中の実施事業について総合評価を行い、ざま男女共同参画プラン推進協議会が評価に対するコメントをしたものをまとめています。（6～16ページ）

#### 5. 総合計画における男女共同参画の指標の推移

年度 指標	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
① 各審議会・協議会等の女性委員の割合 (広聴人権課調、単位：%)	35.0	—	35.2	35.4	36.2	37.3	36.4	37.6	38.2	36.8	36.3
② 男女共同参画社会へ向けた情報提供や相談事業が十分に行われてきていると思う市民の割合 (市民アンケート、単位：%)	—	—	11.2	—	7.0	—	8.1	—	11.3	—	12.1

本プランの上位計画である第四次座間市総合計画の施策「男女共同参画」では、「市民は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわりなくあらゆる分野に参画し、仕事と生活の調和のとれた生活を営んでいる」という目指す姿を掲げ、目標の到達に向けて二つのまちづくり指標を設定しました。

計画策定時の平成22年度には、まちづくり指標①「各審議会・協議会の女性委員の割合」について、平成27年度の目標値を45%、平成32（令和2）年度の目標値を50%とし、まちづくり指標②の「男女共同参画社会へ向けた情報提供や相談事業が十分に行われてきていると思う市民の割合」については、27年度の目標値を22%、平成32（令和2）年度の目標値を25%と設定しましたが、いずれも目標達成には至りませんでした。

第四次座間市総合計画の計画期間は令和2年度を以て終了しましたが、令和3年度からの2年間は座間市市政運営指針へ施策は引き継がれることから、引き続き実態調査や女性委員の積極的な登用の働きかけを行うとともに、市民への情報提供や相談窓口のPRを行い、数値の向上を図っていきます。

## 6. 重点目標の成果と課題

### ○ひとりひとりが多様な生き方を選択できる社会づくり

市職員の育児休業等の取得率は、管理職に対する研修を行うなど休暇を取得しやすい環境づくりを行ってきたことにより、当初目標としていた水準にまで高まってきていますが、残業時間数についてはノーワークデーの実施等により抑制を目指したもの、目標達成には至らず課題が残ります。多様な働き方ができる職場環境の整備について、市役所内部のみならず市内事業所や企業に対しても積極的な働きかけが求められています。健康支援については、24時間健康電話相談の実施や、幅広い世代に向けた運動習慣づくりの促進活動、メンタルヘルスの推進事業等により一定の成果を上げていますが、今後は、より男女共同参画や多様性も意識した事業の推進が望されます。生活環境の面では、児童のホームの移設や増設、早朝・延長保育の実施等により利用者の利便性が高められた一方で、保育所については、入所希望者の増加に対応しきれず、待機児童解消には至っていないため、引き続き課題の改善に向けた取組を実施し、柔軟な働き方を選択できる環境づくりが必要です。

性別にとらわれない活躍の場づくりを目指す中で、学校教育の場においては、生徒に対するキャリア教育を推進し、指導者に対してはセクハラや多様な性に関する研修等を実施してきたことにより、人権尊重の意識は確実に高まり、適性と意欲が生かせる進路選択への支援へつなげることができました。地域防災においては、これまで子育て世代向けの防災ハンドブックの作成等、様々な取組を行ってきましたが、今後は防災対策や被災時におけるあらゆる意思決定の場に女性の参画を実現させ、女性特有の支援ニーズに対応していくことが求められています。

行政機関での女性管理職の登用率は着実に増加してきていますが、各審議会等への女性登用率は停滞しています。女性の比率を高めることがなぜ必要なのか理解を深めていくとともに、登用率向上を図る方策についても研究していく必要があります。

### ○異性に対する暴力の根絶と人権の尊重

DV相談の件数は増加傾向にあります。増加要因としては、コロナ下の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等によりDVそのものが増えていることが大きく影響していると思われますが、相談窓口の周知が少しずつ図れてきたという側面も見て取れます。一方で、DVを受けているという事実を認識できなかつたり、相談することを躊躇している被害者に向けて、DVとは何なのか、DVを受けた場合はどこに相談すれば良いのかといったことを、より多方面から啓発していく必要があります。教育現場においては、暴力は人権侵害であるということを継続的に学習していくことで、DVはしない、受けないことが当たり前であるという認識を持たせていくことも必要です。さらに様々な人権を守るために、幼少期から多様な性への理解を深めることや、インターネットリテラシーを高めるための教育の重要性が増しています。

## ○男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発

教育現場では男女平等教育の実施により、男女平等意識は確実に高まりつつあります。

生涯学習の場では、保育サービスを付けて子育てや女性の就労支援等の講座を実施してきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、講座の開催方法の見直しを迫られることとなりました。保育ボランティアの活動自粛などによって、対面式の開催が困難になった一方で、Zoom など新たなツールを利用して父母が同時に参加できる子育て支援講座を実施するなど、新たな開催方式を模索しながらの事業実施となりました。年齢や性別を問わず、誰もが学びたいときに学べる環境を整備していくために、今後も講座の開催方式等を研究していく必要があります。

男女平等意識の普及啓発の推進としては、様々な講座や講演会を開催してきましたが、受講者の人数が伸び悩んでいる現状もあります。テーマや講師の選定、開催時期や開催方式などを見直し、幅広い世代に关心を持つてもらえるような魅力ある企画が求められています。男女共同参画に関する情報発信についても、従来の方法にとらわれることなく、SNS 等の新たなツールを活用することにより、一人でも多くの市民に男女共同参画について考える機会を提供していくことが必要です。

## 7. 次期ざま男女共同参画プランの策定に向けて

「第二次ざま男女共同参画プラン」は令和2年度をもって終了しましたが、令和3年度からの2年間は「ざま男女共同参画推進指針」へと計画を引き継ぎ、施策を推進しています。本市の最上位計画である「第五次座間市総合計画」の開始時期に合わせ、令和5年度からは次期「ざま男女共同参画プラン」をスタートさせる予定です。

性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見は、今なお根強く残り、DVや各種ハラスメントの蔓延、政策・方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画が十分ではないなど、多くの課題が残されています。また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、女性の生活や雇用にも大きな影響を与え、男女共同参画・ジェンダー平等の遅れを顕在化させました。

これらの課題の解消に向け、これまでの施策を継承しつつも、社会情勢の変化も踏まえた新たなプランを策定し、すべての人が性別に関わりなく尊重され、個性を發揮できる男女共同参画社会を推進していきます。

重点目標Ⅰ.ひとりひとりが多様な生き方を選択できる社会づくり							
施策の基本的方向 1.仕事と生活の調和が図れる環境の整備							
施策の具体的方向 (1)多様な働き方への支援							
担当課名	No.	事業名	事業概要	令和2年度までの目標及び計画値	令和2年度の実施結果及び実績数値	総合評価	協議会コメント
広聴人権課	1	起業についての講座の実施及び情報提供	公共機関等での起業に関する講座の実施状況等の情報提供	起業相談室の参加率を9割とする。	講座&相談室を3月24日(水)に実施。10名を目指して参加者を募集。参加者:4名	講座のチラシの配布先を、ハローワークや就労支援をしている人が多く集まる所属を中心に案内した。事業の周知を図り、参加率の向上に努めたが、目標の「起業相談室の参加率を9割とする」に届かない時期もあり、講座内容の見直し等さらなる工夫が必要である。	今後も事業を推進していく必要がありますが、事業の目標及び計画値の見直しが必要である。
職員課	1	職場環境、労働条件格差の解消の促進	長時間労働の解消	常勤職員の平均超過勤務時間を月10時間以下にする。	常勤職員の平均超過勤務時間数 14.6時間	ノーカンフラーの実施や時間外勤務命令が月40・60時間以上となる職員の報告等の取組みを行い、時間外勤務時間の抑制を目指したが、目標値には及ばず大きな課題である。令和2年4月に時間外勤務の上限規制の導入により、これまで以上に時間外勤務状況を適正に管理できるようになった。目標の達成に向け、今後も検証を続けていく。	今後も事業を推進していく必要がありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を配慮した、事業方法の研究をしていくことを望みます。
職員課	2	育児休業・介護休業制度の普及・促進	男性職員への育児休業・介護休暇制度の普及啓発	育児休業や部分休業、育児短時間勤務を取得する男性職員の割合を10%以上にする。	■ハラスマント防止・イクボス研修(年1回) ・子どもが生まれた男性職員に対して、休暇制度等のアナウンスを行い、令和2年度男性職員の育児休業取得率は9.5%であった。前年度に続き取得者があったことからも、取得しやすい環境整備の取組は、一定の成果があったと思われる。	職員の周知に加え、管理職に対する研修等により取得しやすい環境が整いつつあること、男性の育児休業等の取得に対する社会の受け止め方の変化等も相まって、男性職員の育児休業、部分休業又は育児短時間勤務の取得率は、令和元年度11.5%、令和2年度は9.5%と目標値である10%の水準に引き上げることができた。	成果を上げており、今後も意識改革に努め、男女共同参画社会の視点に立った事業等の取り組みを引き続き推進していくことを望みます。
施策の具体的方向 (2)男女共同参画に基づく適正な待遇の促進							
商工観光課	-	多様な働き方のできる職場環境整備の充実	事業所等における男女共同参画に関する取り組み事例の収集・提供	リーフレット等の配架を通じ周知を行う。	労働行政連絡協議会では新型コロナウイルス感染症に対する労働支援策が主な議題となり、男女共同参画に関する情報収集に至らなかった。国及び県から送付された事業所(企業)への男女共同参画や女性の活躍推進に関するリーフレット等については関係各所に配架し、情報提供することができた。	働き方改革や入管法の改正等によって、労働情勢は大きく変容し、人手不足等の社会問題に対する労働資源として、女性をはじめ、高齢者、障がい者、外国人等の多様な人材が着目されています。男女共同参画は、労働環境における題材のひとつと考えますが、当課の業務は、労働行政全般を包括的に扱っていることから、目標の設定を検討する必要があります。	ある程度の成果を上げておらず、今後は多様な人材への配慮等、男女共同参画社会の視点に立った事業の効果的な検討・実施の研究を望みます。
保育課	1	多様な働き方のできる職場環境整備の充実	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する意識啓発の実施	継続して育児相談事業をHP等で周知の徹底を図り、地域に根ざした環境を作る。	市内の公・私立保育園で、園庭開放(週1回)や保育フェスティバルの時に訪れた保護者に対し、声かけをし、父親も気軽に相談ができる環境を整えるよう計画していたが、コロナウイルス感染症対策のため、園庭開放を一時休止し、保育フェスティバルも中止とした。育児抱弾については例年通り、保育園に看板を掲示し隨時育児相談を行っていることの周知を図った。	計画期間中総合して良好な達成状況であるが、通常保育を継続して運営するため、コロナウイルス感染症対策により、やむを得ず一部活動を制限した。	今後も事業を推進していく必要がありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を配慮した、事業方法の研究をしていくことを望みます。

担当課名	No.	事業名	事業概要	令和2年度までの目標及び計画値	令和2年度の実施結果及び実績数値	総合評価	協議会コメント
<b>施策の具体的な方向 (3)男女の生涯にわたる健康支援</b>							
医療課	一	こころからだの健康に関する意識啓発や支援の充実	24時間健康電話相談の実施	引き続き外部委託により事業を行っていく。 件数23,000件	令和2年度の相談実績は17,219件	24時間健康電話相談を継続し、実施したことによって、健康からメンタルヘルスまで幅広い相談対応ができ、男女問わず、その健康支援に寄与することができた。	24時間対応を評価します。引き続き健康電話相談事業を継続しながら、男女共同参画社会視点に立った事業の推進を望みます。
健康づくり課	1	保健、医療対策の充実	妊娠・出産に関わる事業の実施	母子健康手帳交付時に母子保健コーディネーターが面接をして、使用方法などを詳細に説明する。	住民票の異動に伴い妊婦健康診査費用補助券の使用が不可となることから、窓口交付時における説明の徹底と、戸籍住民課で配布する転出入手続きに関する資料にも内容を追記した。しかし、転入前の自治体の補助券使用や、転出後の本市の補助券使用の事案が散見された。	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査費用補助券（14回分）を交付することを継続した。作成業者が有料広告で無料で作成することについては、広告業者が集まらないことから、実施することは困難であることが分かった。転出入時の妊婦健康診査費用補助券の取り扱いについては工夫をしているが、一定数転出入前のものを利用してしまう妊婦がいた。	成果を上げており、男女共同参画社会の視点に立った事業を今後も継続していくことを望みます。
健康づくり課	2	こころからだの健康に関する意識啓発や支援の充実	自らの健康を守るために取組	生活習慣病による死亡割合：49%	・ヘルスセミナー（講演）：新時代の禁煙 1回 ・ヘルスセミナー（講演）：高血圧 1回 ・おなかスッキリエクササイズ 6回 ・食べて学ぼう高血糖 1回 ・かんたん料理で健康づくり 1回 ・慢性腎臓病予防 11回 訪問1回 電話7回 ・歯科啓発事業 5回 生活習慣病による死亡割合：56.1%（令和元年度）	KDBデータから健康課題を抽出し、健康教育を開催。他課や医師会、薬剤師会、各団体等への周知の依頼を行っているが、参加者は少ない状況である。 ※KDB：国保データベースとは国保連合会が保有する特定健診・特定保健指導及び後期高齢者健診、医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療）、介護保険等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業実施をサポートすることを目的として構築されたもの。	成果を上げており、多様性に配慮した事業を今後も参加者が増加する工夫をされて、継続していくことを望みます。
健康づくり課	4	保健、医療対策の充実	産婦の心身のケア、育児サポート	産後ケア事業（デイサービス、乳房ケア）を広く周知し、必要な産婦が受けられる機会を確保する。	①デイサービス…産婦の心身の状況、育児状況等を確認し、必要回数の利用券を発行。年間239人が利用した。 ②乳房ケア…希望者は直接委託助産師に連絡し、55人が利用した。母子健康手帳等交付時や、新生児・未熟児・全戸訪問時に事業説明を実施した。	デイサービスは希望者が多く、希望の日程で予約が取りにくい状況であり、開催回数等の増加の検討が必要である。乳房ケアに関しては、妊娠届け出時、出生連絡票提出時等に周知しているが利用状況は伸び悩んでいる。	十分な成果を上げており、今後も男女共同参画社会実現のための研究していくことを望みます。

担当課名	No.	事業名	事業概要	令和2年度までの目標及び計画値	令和2年度の実施結果及び実績数値	総合評価	協議会コメント
健康づくり課	5	保健、医療対策の充実	産後2週間、1か月の産婦に対する健康診査に係る費用の助成	産後うつ、児童虐待の防止を目的とした医療機関との連携のあり方を検討する。	母子健康手帳交付時や出生手続き、転入時に事業説明を行い、周知を図った。妊婦健診費用補助券と冊子を一体化したことで、産婦健診費用補助券の紛失は減少した。転出後に本市の補助券を使用する事案の発生はあり、継続して周知を図る必要がある。	平成30年度から事業を開始し、各医療機関にも事業内容が周知されてきたが、アンケートの取り忘れなど、不備は散見される。利用方法の周知を妊産婦、実施医療機関へ継続して行い、産後うつの早期発見と円滑な事業実施を行っていく必要がある。	成果を上げており、男女共同参画社会の視点に立った事業等の取り組みを引き続き推進していくことを望みます。
健康づくり課	6	メンタルヘルス推進事業	メンタルヘルスのケアや自己管理への知識	実施時期や時間帯など、参加しやすい講座日を設定し、参加者の増加を図る。	例年40名で開催しているが、コロナ禍のため25名定員で開催。令和3年3月8日、12日の2日間で、身体を動かしながら呼吸法や免疫力を高めることを学んだ。また、講師のユーモア溢れるトークで参加者の笑顔を引き出し、笑顔から生まれるリラクゼーションで心身共にリフレッシュできる講座となつた。	毎年、アンケートでは大変好評を得ている。また、近年はコロナ禍で普段以上にストレスを抱えている人が多いため、より効果を発揮して参加者の心身ともにリフレッシュさせる健康づくりに寄与できた。	十分な成果を上げており、今後も男女共同参画社会実現のための研究していくことを望みます。
健康づくり課	7	健康まなび事業	50歳以下の市民を対象とした運動習慣づくり	運動習慣を持つ市民の割合 男性50%、女性50%	・「お腹引き締めスマイルエクササイズ講座」（1講座3日間） ・「健康坂道ウォーキング」（10/18～11/30）：期間中、好きな日時にウォーキング形式で市内をウォーキングするイベントの開催（自由参加型）。二つの講座開催により日常生活の運動習慣づくりのきっかけとなった。 運動習慣を持つ市民の割合 男性42.3%、女性31.3%	毎年、運動習慣をつくるための健康講座を開催し、アンケート結果では大変好評を得ている。令和2年度からはコロナ禍で密を作らない健康イベントとして、好きな時間に自主的に参加できるウォーキングイベントを開催し、たくさんの方が参加しているため市民の運動習慣づくりに一定の効果を得られた。	十分な成果を上げており、今後も男女共同参画社会実現のための研究していくことを望みます。
健康づくり課	8	WE LOVE ZAMA!健康体操推進事業	運動習慣づくり及び健康増進	健康づくりのイベントや健康教育の実施などにより運動習慣を持つ人が多くなってきてていると思う市民の割合：60%	各コミュニティセンターで月一回WE LOVE ZAMA!健康体操講座を開催。普及員による健康体操、筋力トレーニングおよびストレッチを行い参加者の健康増進が図られた。また、コロナ禍のため定員12名の人数制限のなか開催したが、毎回定員を上回る申し込みがあった。 健康づくりのイベントや健康教育の実施などにより運動習慣を持つ人が多くなってきていると思う市民の割合：41.3%	各コミュニティセンターで実施している体操講座を通して、参加者の健康増進及び日常的な運動習慣づくりに効果を発揮した。また、様々な方法で市民に周知し、新規参加者は増加していたが、コロナの影響で人数制限を設けたことにより、参加人数は増加していない。	今後も事業を推進していく必要がありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を配慮した、事業方法等を工夫するなどの検討をしていく必要性があると思います。
施策の具体的方向 (4) 様々な生活環境への支援							
子ども育成課	—	公的サービスの充実	各種子育て、保育サービスの実施	子ども子育て支援事業計画に基づき計画遂行し待機児童の解消に向けた施策を推進する。	中原・立野台小学校区の待機児童解消策として、令和3年4月に新たに民設民営の児童ホームが開設されることとなった。	この間、利用者のニーズに応えるため、早朝・延長保育・臨床心理士の巡回など運営の幅を広げた。 また、待機児童解消のため、公設公営の児童ホームを小学校内に2か所移転、公設民営の児童ホームを1か所増設、民設民営の児童ホームを3か所新設した。	十分な成果を上げており、今後も男女共同参画社会実現のため更なる施策の推進を望みます。
子ども政策課	1	地域支援サービスの充実	児童施設等の充実	保育所の運営、子育て支援センターの運営などにより、子育てしやすいまちになってきてていると思う市民の割合：40%	のべ相談者数 2,443人 + 利用者支援事業相談数 292件	子育て支援センターの開設・移転などを進め、市民が相談しやすい体制づくりに努めた。また、利用者支援事業（基本型）を新たに3か所で実施し、相談体制を強化することができた。	十分な成果を上げており、今後も男女共同参画社会実現のための研究をしていくとともに、ますます増加するであろう少子高齢化社会、核家族化世帯への課題解消を望みます。

担当課名	No.	事業名	事業概要	令和2年度までの目標及び計画値	令和2年度の実施結果及び実績数値	総合評価	協議会コメント
保育課	2	地域支援サービスの充実	児童施設等の充実及び待機児童の解消	保育所の待機児童数：0人 (第四次座間市総合計画 実施計画)	保育所の待機児童数：69名	座間市子ども・子育て支援事業計画に沿って保育所整備等を進めるとともに、民間保育所の協力を得て、保育園の新設・定員増、定員の弾力的な運用を行い、待機児童の解消に努めたところではあるが、入所希望者が増加したため待機児童の解消には至らなかった。	ある程度の成果を上げており、今後は目標達成に向けて事業の課題の改善に向けた効果的な検討・実施を望みます。
保育課	3	家庭生活の男女による協力の啓発	男女による協力、子どもの家事参加への啓発	調理（おやつ作りや芋煮会等）の体験や保護者参加行事を通して、子どもの家事参加への啓発を行っていく。年4回実施する。	保育所において、調理（おやつ作りや芋煮会等）の体験や保護者の参加行事を通して、子どもの家事参加への啓発を行った。 実績数値：年4回	計画期間中総合して良好な達成状況である。	事業の結果を検証し、男女共同参画社会の視点に立った事業等の取り組みを引き続き望みます。
健康づくり課	3	家庭生活の男女による協力の啓発	ワークライフバランスと子育ての公的支援	初めて子育てをする両親が、出産や育児の準備ができるよう、講義内容を整え、教室を広く周知する。	4日間1コースで、4コース（定員16組）実施。（新型コロナウイルス感染症の影響により2コースは中止） 参加者数（実数）妊娠32人、夫30人 参加者合計：62人	参加者は年々減少傾向にあり、母子健康手帳交付時にチラシにて案内、ホームページや広報で周知し、参加を促した。また、新型コロナウイルス感染症流行時には、状況に合わせて、全体のプログラムを見直し、感染対策の徹底と滞在時間の短縮などをして開催した。	今後も事業を推進していく必要がありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を配慮した、事業方法等を工夫するなどの検討をしていく必要性があると思います。

#### 施策の基本的方向 2. 性別にとらわれない活躍の場づくり

##### 施策の具体的方向 (1) 適正と意欲が生かせる進路選択への支援

教育指導課	1	適性と意欲を尊重した進路指導の推進	多様な進路選択の可能性の提供	義務教育9年間を通して、一人ひとりに適したキャリア教育の推進	各校、進路指導委員会において性別にとらわれることなく、個性や適性、意欲を重視した進路指導を推進することができた。また、インクルーシブ教育およびキャリアパスポートの実施を推進する必要がある。	生徒の多様な希望に応える進路指導及び進路相談を実施できた。	インクルーシブ教育およびキャリアパスポートの実施、性別にとらわれない評価の実施検討を望みます。
教育指導課	2	指導者への人権・男女共同参画に関する研修の実施	人権研修の実施	人権教育研修会を実施し、内容の充実を図る。 年2回開催 対象：教職員（17人（各校1名）+初任者12人）	年2回 各17名 + 初任者研修12人 合計29人	教職員むけの人権研修の中で、男女の性差を含めた人権課題などに触れ、教職員の人権感覚を磨くことに努めることができた。振り返りシートから、人権感覚や男女共同参画に対する認識を高めることができたことがわかった。	成果を上げており、今後は研修参加者の増進等に努め、人権感覚や男女共同参画の意識啓発の推進を望みます。
教育指導課	3	指導者への人権・男女共同参画に関する研修の実施	指導者へのセクハラや多様な性に関する研修の実施	市内小・中学校において、セクシャルハラスメント等についての教職員、外部指導者等の自覚を高め、学校事故を未然に防止するための職場環境を整備していくようとする。	全ての市内小・中学校で、「事故防止会議（研修）」を実施した。部活動における新規の部活動指導協力者（外部指導者）について、市教委指導主事による研修を実施。各校：4回以上/年 部活：3名	各校でセクシャルハラスメント防止、多様な性に関する研修を含めた事故防止会議（研修）を学期末や夏季休業期間中などに実施したり、部活動指導協力者（外部指導者）に対して、パワハラ、セクハラ、人格否定的な発言等は許されるものでないことを研修で扱う等、学校事故を未然防止するための職場整備に努めた。	十分な成果を上げており、今後も男女共同参画社会実現のための研究していくことを望みます。

担当課名	No.	事業名	事業概要	令和2年度までの目標及び計画値	令和2年度の実施結果及び実績数値	総合評価	協議会コメント
<b>施策の具体的方向 (2)あらゆる分野への男女共同参画の推進</b>							
危機管理課	一	地域活動への男女共同参画の推進	多様な視点を取り入れた地域防災計画の策定、運用	当該事業は平成30年度で完結した。防災ハンドブックについて、総合防災ガイドと併用して市民の防災減災知識の向上に活用していく。	市内の子育て支援センター1か所等にて子育てファミリー向け防災講話を実施（参加者総数約20名）することで、母親、父親相互の目線による防災意識の啓発が図れた。	防災会議委員の視点を取り入れ様々な取り組みを実施してきました。中でも平成28年度より取り組んだ子育て世代向けの防災対策事業については、冊子の作成を行い、今年度までも増刷及び講話での活用を行うことができております。子育て世代向けの講話等は今後も継続していくと考えます。	十分な成果を上げており、今後は多様な視点に立った防災計画の推進、防災時対策から被災時の対応まであらゆる意思決定の場への女性の参画を実現できる、事業の実施の検討を望みます。
広聴人権課	2	政策・方針決定等の意思決定における男女共同参画の推進	各種審議会等への女性登用の推進	審議会等の女性委員の比率50%	実績数値：36.8%	計画期間において、政策・方針決定の場への女性の参加の重要性についての認識は浸透してきたが、目標の数値に到達することはできなかった。近年、性別にとらわれない活躍の場をつくることや、より男女共同参画の視点を意識した政策決定が求められていることからも、女性の登用を根気強く働きかけていく必要がある。	ある程度の成果を上げており、今後は目標達成に向けて事業の課題の改善に向けた効果的な検討・実施を望みます。
広聴人権課	3	政策・方針決定等の意思決定における男女共同参画の推進	男女共同参画に通じる人材の育成支援	情報コーナーの人権・男女共同参画コーナーを拡充し、広く市民に情報提供できるようにする。市民対象の研修を1回開催。	かながわ男女共同参画センターとの共催として、女性管理職育成セミナー等、公共機関において開催される講座のチラシを情報コーナー等に配架し、広く周知した。女性活躍推進法に関するチラシを商工観光課から関係各所に配布してもらった。	目標としていた、情報コーナーの人権・男女共同参画コーナーを拡充し、広く市民に情報提供ができた。また、市民対象の研修の開催はできなかったが、かなテラス（神奈川県立かながわ男女共同参画センター）開催の講座の情報提供や啓発活動等ができた。	今後も事業を推進していく必要がありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を配慮した、事業方法等を工夫し、チラシの配架方法の検討等をしていく必要性があると思います。
市民協働課	一	地域活動への男女共同参画の推進	女性や子ども、高齢者や障害者にとって住みやすいまちづくりの推進	地域住民による自主パトロールや防犯灯の整備などによ、安心して暮らせるまちになってきていると思う市民のアンケート調査結果の割合：70%	地域住民による自主パトロールや防犯灯の整備などによ、安心して暮らせるまちになってきていると思う市民のアンケート調査結果の割合：44.5%	計画期間において、防犯活動を通じて地域活動に広く女性が参画することができ、また防犯灯を増設したことによって女性や子ども、高齢者や障害者にとって住みやすいまちづくりの推進が図れた。。	成果を上げており、男女共同参画社会の視点に立った事業等の取り組みを引き続き推進していくことを望みます。
職員課	3	政策・方針決定等の意思決定における男女共同参画の推進	行政機関での女性の管理職登用の推進	管理職登用率の確認及び、引き続き公平な人事登用を行い、6級以上の女性職員の割合を30%にする。	女性管理職（6級以上）39人 管理職総数（6級以上）129人 実績数値：30.23%	「公平な人事登用を実施する」という目標達成に向け、引き続き管理職登用率の確認及び性別に関わらない公平な優秀な人材の管理職への人事登用を行った。	十分な成果を上げており、今後も男女共同参画社会実現のための研究していくことを望みます。

担当課名	No.	事業名	事業概要	令和2年度までの目標及び計画値	令和2年度の実施結果及び実績数値	総合評価	協議会コメント
<b>重点目標 II. 異性に対する暴力の根絶と人権の尊重</b>							
<b>施策の基本的方向 1. 異性への暴力防止と根絶への取組の推進</b>							
<b>施策の具体的方向 (1)異性への暴力防止のための取組の推進</b>							
子ども政策課	2	配偶者等、異性に対する暴力行為相談体制の充実	児童相談の充実	児童相談業務の体制を充実させるため、専門相談員以外の職員のスキルアップと、他機関との綿密な連携を図る。	児童虐待相談を受けるに当たり、訪問時の話題の切り出し方など、初歩的なことから各分野の研修を受講し、専門職及び専門職以外の職員においても相談対応のスキルアップに努めた。	児童虐待相談・対応は年々内容が複雑化していることや、件数も増加傾向にあるため、毎年研修を受講することで傾向の把握と対応に努めた。また、専門相談員以外の職員についても同様に研修を受講し、スキルアップと他機関との連携を図ることができた。	十分な成果を上げており、今後も男女共同参画社会実現のための研究をしていくとともに、ますます増加するであろう少子高齢化社会、核家族化世帯への課題解消を望みます。
教育指導課	4	異性への暴力防止の意識啓発	異性への暴力防止に関する授業の実施	保健体育、道徳、学級活動の授業で実施	・小学校保健の授業「犯罪から身を守るために」で実施 ・中学校保健体育の授業「異性の尊重と性情報への対処」で実施 市内17校各学年1時間以上	暴力は人権侵害であることを教科及び学級活動の中で取り扱った。また、DV、セクシャルハラスメント、ストーカー行為等についても、発達段階に応じて指導を行うことができた。	成果を上げており、今後も男女共同参画社会の視点を考慮し、発達段階に応じて指導の継続を望みます。
広聴人権課	4	配偶者等、異性に対する暴力行為相談体制の充実	暴力相談の充実	DV相談を週5日（月、火、水、木、金）実施 ※実施計画に基づく。	相談員が研修等の時は、別の相談員が出勤し、相談員が不在にならないようとする。 のべ、443件のDV相談(女性相談含む)があった。 また、県で開催されるDV問題に関する事例検討会等で、他市の相談員の意見を聞き、対応の参考にできた。	相談件数は平成26年から増加傾向にあり、相談窓口の存在が周知されてきたと考えられる。 また、夫婦間だけではなく、交際相手からの暴力（デートDV）等、多様な相談に対応が必要になっており、更なる相談件数の増加が見込まれるため、相談員の出勤日を増やすなど、今後、相談体制の更なる充実を図る必要性がある。	成果を上げており、今後も相談カード等を活用した多様な配架方法の模索や相談窓口の周知徹底を引き続き推進していくことを望みます。
広聴人権課	5	配偶者等への暴力相談に対する関係機関の連携	DV対応情報交換会を通じた関係機関の連携の強化	DV対応情報交換会を必要に応じて開催。関係各機関との随時、連絡体制を強化する。	DV対応情報交換会という形では実施しなかったが、関係する課が複数にまたがる場合、担当者を集めたケースカンファレンス等を行い、関係機関との連携を図りながら対応できた。	DV対応情報交換会の開催ができなかつた年もあったが、個別ケースカンファレンス等を行い、関係機関との連携を図りながら対応できた。	成果を上げており、今後も関係機関との連携の強化を徹底して推進していく必要があります。
広聴人権課	6	異性への暴力防止の意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等防止のための啓発の実施	啓発冊子を300部程度作成し、内容については法律改正時などに見直しを図る。研修を実施して、職員及び一般の意識啓発に努める。	講座などで配布することにより、男女共同参画やハラスメントについて、啓発ができた。 実績数値：約200部	ハラスメントに関する啓発冊子を作成し、ふるさと祭りなどで配布するなどし、市民に対する啓発を行った。また、市の新規採用職員研修の中で、男女共同参画やハラスメント等について講義をし、市職場内のハラスメントについて啓発を行った。	十分な成果を上げており、今後もハラスメントに関する啓発冊子の周知徹底を推進していくことを望みます。
広聴人権課	7	異性への暴力防止の意識啓発	県等で開催される講座の情報提供	県や、県内市町村で開催される講座情報を広く情報提供を行い、異性への暴力防止の意識啓発の効果を高める。	県内の関係課に広く情報提供を行うことができた。また、平成30年から、毎年11月の女性に対する暴力をなくす運動期間中に、市役所1階市民サロンに特設ブースを設け、配架した。さらに、市独自のDVに関する冊子を作成した。	県内の関係課に広く情報提供を行うことができた。また、平成30年から、毎年11月の女性に対する暴力をなくす運動にあわせ、市役所内に特設ブースを設置し、異性への暴力防止の意識啓発の効果を高めることができた。	十分な成果を上げており、今後は時代のニーズに合った情報提供、啓発活動を研究していくことを望みます。

担当課名	No.	事業名	事業概要	令和2年度までの目標及び計画値	令和2年度の実施結果及び実績数値	総合評価	協議会コメント
職員課	4	異性への暴力防止の意識啓発	セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発の実施	他の基本研修の中にセクシュアル・ハラスメントに関する内容を積極的に取り入れることで、セクシュアル・ハラスメントを生じさせない環境づくりに取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課長補佐級（副主幹等）に昇格した職員を対象にハラスメント防止・イクボス研修を開催予定であったが、新型コロナウィルス感染症の影響で中止となった。</li> <li>・人権週間にあわせて「職場におけるハラスメントの防止について」の通知の中でハラスメント防止に向けた啓発を行った。</li> </ul>	<p>ハラスメントを起こさせない環境づくりのため、ハラスメント防止研修の定期的な実施、ハラスメント防止啓発通知に「ハラスメントチェックシート」を添付し、職員自身の言動を振り返る機会を設ける取り組みを行った。職員のハラスメントに関する認識は高まっているが、相談事案がゼロではないことから、引き続き他の研修の際にもハラスメントに関する内容を取り入れる等、ハラスメント防止に向けて更なるアプローチが必要である。</p>	<p>成果を上げており、男女共同参画社会の視点に立った事業等の取り組みを引き続き推進していくことを望みます。</p>
職員課	5	異性への暴力防止の意識啓発	セクシュアル・ハラスメント、パワー ハラスメント等に関する相談窓口の周知及び整備	相談窓口の有効な活用で、ハラスメントを起こさせない職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間にあわせて「職場におけるハラスメントの防止について」といった全庁的な通知を行い、相談窓口の周知を行った。</li> <li>・職場におけるハラスメント防止要領の完成に向け、最終的な検討段階に入った（令和3年度完成）。</li> </ul>	<p>相談窓口の周知の結果、比較的早期の段階での相談のケースも増加しており、相談窓口の認知度や相談しやすい環境は整いつつあると思われる。相談者が安心して相談できる体制作りにも引き続き努める必要がある。</p>	<p>成果を上げており、引き続き相談体制の拡充に努めていくことを望みます。</p>
青少年課	1	異性への暴力防止の意識啓発	デートDV・売買春防止のための取組	青少年相談やパトロール等を通じ、被害防止に努め、青少年相談員や職員等のスキルアップを行い、情報のパンフレットを様々な場所で配架し、啓発を行う。	<p>会議等が中止となり、配布する機会が少ない中、開催されたイベントや啓発用のパンフレットを、青少年センター館内に配架し周知することができた。</p> <p>異性への暴力等を端緒とする青少年相談はなかった。</p>	<p>計画期間を通して、情報パンフレットの配架方法を工夫するなどして、啓発効果を高めることができた。</p>	<p>ある程度の成果を上げており、今後は目標達成に向けて事業の課題の改善に向けた効果的な検討・実施を望みます。</p>

#### 施策の基本的方向 2. 様々な人権を守るためにの取組

##### 施策の具体的方向 (1)多様な性のあり方の理解と啓発

教育指導課	5	発達段階に応じた適切な性教育の実施	男女のからだの仕組みの違いや、性の有り方など発達段階に応じた教育の指導	保健体育、道徳、学級活動の授業で実施	<p>各学校で保健体育の授業で実施（該当学年1時間以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の保健授業「体の発育・発達」で実施</li> <li>・中学校保健体育の授業「生殖機能の成熟」で実施。市内17校各学年1時間以上</li> </ul>	<p>保護者の考え方の違いにも配慮し、学習指導要領にそって保健体育の授業や学級活動を通じて、男女のからだの仕組みの違いや性の在り方、異性との関わり方など発達段階に応じた教育の指導を行うことができた。</p>	<p>十分な成果を上げており、人権及び男女共同参画の視点を考慮しつつ事業の継続を望みます。</p>
-------	---	-------------------	-------------------------------------	--------------------	---	---	---

担当課名	No.	事業名	事業概要	令和2年度までの目標及び計画値	令和2年度の実施結果及び実績数値	総合評価	協議会コメント
<b>施策の具体的な方向（2）有害情報等による被害防止のための取組</b>							
教育指導課	6	情報の正しい認識力を高める学習機会の提供	教育機関における携帯電話やインターネットを通じた情報の利便性と危険性の指導	今日的課題研修会を実施。各校で、情報モラル教育の実施。保護者への啓蒙も、深めていく。	各校で情報モラル教育を実施することで、モラルの向上と危険性について周知することができた。市内17校、各1名、年1回	教職員がインターネットの利便性と危険性の両方を正しく理解し、ネットを通じた性被害などにあわないよう、今後の有効な指導について学ぶことができた。	研修回数、参加者の増進に努め、今後も事業の継続を望みます。
広聴人権課	8	情報の正しい認識力を高める学習機会の提供	メディア製作者への性差別意識是正のための取組	広報ざま及び市ホームページ等の表現やイラスト等について必要に応じて差し替えの指示を出す。また、これ以外にも市が出している広報物についてできる限りチェックを行う。	広報ざま及び市ホームページ等について、表現やイラスト等に男女の偏りが出ないよう、確認及び訂正の助言を行った。また、これ以外にも市が出している広報物についてできる限りチェックを行うことができた。	広報ざま及び市ホームページ等の表現やイラスト等について必要に応じて差し替えの指示を出した。また、これ以外にも市が出している広報物にチェックを行った。	十分な成果を上げております。今後も男女共同参画社会実現のための研究していくことを望みます。
青少年課	2	情報の正しい認識力を高める学習機会の提供	関係機関における携帯電話やインターネットを通じた情報の利便性と危険性の指導	国、県等からのパンフレットを青少年センター館内に配架し周知した。座間市民ふるさとまつりが中止となったため、チラシを配布することはできなかったが、青少年センター館内に配架し周知に努めた。携帯電話やインターネット上のトラブルを端緒とする青少年相談はなかった。	啓発用のパンフレットを青少年センター館内に配架し周知した。座間市民ふるさとまつりが中止となったため、チラシを配布することはできなかったが、青少年センター館内に配架し周知に努めた。携帯電話やインターネット上のトラブルを端緒とする青少年相談はなかった。	計画期間を通して、効果的にチラシの配布や、配架を行うことができた。また、相談等の中で利用上の危険性を示し、指導等を行えるよう体制を整えた。	成果を上げており、引き続き効果的な配布方法の検討・実施を望みます。
青少年課	3	有害な社会環境の是正への取組	県の青少年保護条例に基づき、有害図書等の配架状況の調査等を実施する。	市内の対象店舗で有害図書等調査を実施し、青少年保護育成条例に基づく対策の徹底を指導していく。	実施方針が変更となり、調査は県が主体で行うこととなったものの、調査にまつわる補助業務（県が未把握の新規店舗等について情報提供を行う等）について、引き続き県と連携し実施することができた。	計画期間中に、実施方針が変更となったが、青少年保護育成条例に基づく対策の徹底を柔軟に指導していくことができた。	成果を上げており、男女共同参画社会の視点に立った事業等の取り組みを引き続き推進していくことを望みます。
青少年課	4	相談体制の充実	青少年相談の充実	週5日(月～金)実施 相談員1名 週2日(水、木)実施 心理相談員各1名計2名 相談受入れ体制の充実を図る。	延べ208件の相談を受け、相談者に寄り添った支援をすることができた。	計画期間を通して、相談受入れ体制の充実に努め、相談者に寄り添うことができたが、今後は新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を配慮した相談体制の構築を図っていく必要がある。	十分な成果を上げております。今後も青少年がより相談しやすい方法を研究しつつ、事業の継続を望みます。

担当課名	No.	事業名	事業概要	令和2年度までの目標及び計画値	令和2年度の実施結果及び実績数値	総合評価	協議会コメント
<b>重点目標 III. 男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発</b>							
<b>施策の基本的方向 1. 男女平等への意識改革のための教育</b>							
<b>施策の具体的方向 (1)教育現場における男女平等教育の充実</b>							
教育指導課	7	発達段階に応じた男女平等教育の推進・充実	家庭科等の授業を通じて男女がおたがいに自立するための教育の実施	各学校で家庭科、保健体育、道徳の授業で実施。・小学校家庭科「あなたは家庭や地域の宝物」の授業で実施。・中学校家庭科「家庭と家族関係」の授業で実施。	・各学校で家庭科、保健体育、道徳の授業で実施。・小学校家庭科「あなたは家庭や地域の宝物」の授業で実施。・中学校家庭科「家庭と家族関係」の授業で実施。	教科や学級活動等の男子・女子ともに共同して考え作り上げていく教材を通し、相互理解を深めることができた。	十分な成果を上げており、今後も男女共同参画社会実現のための研究していくことを望みます。
教育指導課	8	発達段階に応じた男女平等教育の推進・充実	人権、男女平等教育の実施	人権、男女平等教育の実施	授業や日々の学校生活の諸活動（係活動や常任委員会活動など）、行事等を通じ、発達段階に応じた男女の平等意識を育んだ。社会状況の変化により、より自然な雰囲気での学びが可能になってきている。	体育祭での色長・団長や児童・生徒会役員などで女子児童生徒の比率が高まっていることから、実施されていることが現状につながっていると捉え、男女平等への意識改革のための教育に努めることができた。	成果を上げており、男女共同参画社会の視点に立った事業等の取り組みを引き続き推進していくことを望みます。
教育指導課	9	指導者・保護者の男女平等教育に関する理解及び指導の促進	指導者への男女平等教育に関する学習機会の提供	研修案内の送付。 成人教育講座の実施。 職員研修を繰り返し行っていく。	案内送付（一例） ・知ることからはじめる人権啓発研修講座 星野慎二氏（11/27） ・第2回 人権教育指導者研修講座 野澤 和弘氏（10/22） ・人権教育発表会 北村年子氏（10/28）	県からの資料を配付・周知し、意識の向上に努め、教育現場の男女平等教育の充実を図ることができた。	成果を上げており、今後も男女共同参画社会の視点を考慮し、発達段階に応じて指導の継続を望みます。
保育課	4	発達段階に応じた男女平等教育の推進・充実	幼児期における男女平等教育の実施	年3回の保育参観及び保育参加（発表会等）実施。	保育参観時に父にも保育の参加を呼び掛ける等、日常の保育の中で保育士と家族が連携し、乳幼児の育児時期から男女の区別なく互いを尊重しあうことに努めた。実績数値：年2回	計画期間中総合して良好な達成状況である。	事業の結果を検証し、男女共同参画社会の視点に立った事業等の取り組みを引き続き研究していくことを望みます。
保育課	5	指導者・保護者の男女平等教育に関する理解及び指導の促進	指導者への男女平等教育に関する学習機会の提供	研修会への参加。（年500人）	コロナウイルス感染症対策により、研修機会が減少したが、研修を受けた職員が、他の職員にフィードバックし、それぞれが保護者からの相談に対応できた。実績数値：321	計画期間中総合して良好な達成状況である。	ある程度の成果を上げており、今後は目標達成に向けて事業の課題の改善に向けた効果的な検討・実施を望みます。
<b>施策の具体的方向 (2)生涯学習における男女平等教育の推進</b>							
生涯学習課（公民館）	1	パパ活	子どもの発達に応じた父親（男性）ならではの子どもとの遊び方を学ぶ	今まであまり積極的に子どもと関わらなかつた父親に、この講座を受講することにより子どもと過ごす楽しさに気づき父親母親共に助けあって子育てするきっかけとすることを目標としてきた。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大など想定外の要因が発生したことで未達となった部分もある。一方でこうした状況であってもやれることがある、学べることがあるということを実感していただいた。	今まであまり積極的に子どもと関わらなかつた父親に、この講座を受講することにより子どもと過ごす楽しさに気づき父親母親共に助けあって子育てするきっかけとすることを目標としてきた。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大など想定外の要因が発生したことで未達となつた部分もある。一方でこうした状況であってもやれることがある、学べることがあるということを実感していただいた。	十分な成果を上げており、今後も男女共同参画社会実現のための研究していくことを望みます。	

担当課名	No.	事業名	事業概要	令和2年度までの目標及び計画値	令和2年度の実施結果及び実績数値	総合評価	協議会コメント
生涯学習課(公民館)	2	親と子が共に育つ教室リモートおやとも	コロナ禍のためZoomを利用した子育て支援講座を実施	母親が「孤育て」で辛いと感じながら子育てするのではなく、保護者（父親と母親）が協力して家庭生活を送り、共に子育てが楽しいと感じじができるようになることを目標とする。	おやとも卒業生やそのママ友などが参加し、海外や他県に転居した方などリモート講座ならではの参加もあり、講座の新しい可能性を感じた。受講生から「すごく良い講座だった」「終わってしまうのが寂しい」などの感想が多く、「コロナ禍で子どもたちと自由に外出できない現在（いま）リモートおやともを受講することで孤育てを防ぎ健やかな子育てを支援することができた」との公民館運営審議会からの評価もあった。	母親が「孤育て」で辛いと感じながら子育てするのではなく、保護者（父親と母親）が協力して家庭生活を送り、共に子育てが楽しいと感じじができるようになることを目標としていた。講座を受講することで楽しく子育てするためのノウハウを習得し、相談できる仲間や行政とのネットワークを広げ、男女共同参画を促し健全な子育てを支援することができた。新型コロナウイルス感染症拡大など想定外の要因が発生した年度は、こうしたことにも対応した講座を行うとともに、受講生にもこういう時期だからこそ学べることもあると実感していただいた。	十分な成果を上げており、今後も男女共同参画社会実現のための研究していくことを望みます。
生涯学習課	3	男女共同参画に関する意識啓発の実施	夫婦で学ぼう子育て講座の実施	夫婦や父親がより参加しやすい日程とし加しやすい日程や講座テーマの設定を意識するとともに、感染症等の影響が少ない時期の開催を中心とするなど、より多くの受講生が参加できるようにする。	令和3年2月21日（日）10時～講師：日本体操研究所、救急救命総括責任者、健康運動指導士、木下祐一氏「体操の先生と親子で楽しく遊ぼう」身近なものを使った遊や、安全面を考慮した遊び方、けがをしない身体の使い方などについて学んだ。受講申込期間及び当日は緊急事態宣言下であったにもかかわらず多くの申込みをいただいた。本講座の需要を改めて認識できた。	夫婦や父親がより参加しやすい日程として、日曜日に開催するなどの工夫から、多くの方に参加していただけた。また、参加者へのアンケート調査の回答から、本講座の重要性を認識することができた。最終年度は新型コロナウイルス感染症の影響も受けたが、そのような状況でも多数の申込みをいただいたことから、本講座の需要の高さを再認識することができた。	十分な成果を上げており、今後も男女共同参画社会実現のための研究していくことを望みます。
生涯学習課(北地区文化センター)	4	生涯学習における男女共同参画意識啓発	各種講座の実施	男女の協力が日常的にスムーズに行えるような講座を行うことを考えている。	講座名：親子で片付けLet's try it 令和2年12月5日(土)13:30開催。 親子で片付け技術の向上を図ることができた。父親参加が少なく周知方法に工夫の余地あり。 開催後のアンケートでは次回は夫婦で参加したい旨のコメントが多数寄せられた。	概ね男女共同参画プランの趣旨に沿った講座が開催できたものと思われる。	ある程度の成果を上げており、今後は目標達成に向けて事業の課題の改善に向けた効果的な検討・実施を望みます。
生涯学習課(東地区文化センター)	5	生涯学習における男女共同参画意識啓発	各種講座の実施	年間の講座の中に男女平等等のテーマを1コマ増やす。	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により、保育ボランティアの活動自粛のため、保育付き講座ができず、令和2年度は中止した。	子育てや女性の就労支援などをテーマに、保育付き講座を実施してきた。本講座は、保育ボランティアのスタッフが初めて初めて講座が成立するが、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、ボランティア側が活動自粛しており、令和2年度は、実施できなかった。感染対策を講じて保育付き講座が今後できるかどうか不透明である。	ある程度の成果を上げており、今後は目標達成に向けて事業の課題の改善に向けた効果的な検討・実施を望みます。

担当課名	No.	事業名	事業概要	令和2年度までの目標及び計画値	令和2年度の実施結果及び実績数値	総合評価	協議会コメント
<b>施策の基本的方向 2.男女平等意識の普及啓発の推進</b>							
施策の具体的方向 (1)男女共同参画に関する情報の収集と提供							
広聴人権課	9	男女共同参画に関する意識啓発の実施	男女共同参画に関する講座の実施	男女共同参画講座を実施する。 年3回実施 100人 対象：市民	講座の内容を、実習形式とし、①3月13日(土)「女性のためのパソコン講座」を実施した。例年実施している「カジ男養成講座」は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止とした。	実習形式としてきた講座に関しては、男性の家事参加の促進、女性の社会進出向上に一定の貢献ができたと思われる。目標としていた男女共同参画講座の年3回実施100人については達成が困難な期間もあり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を考慮し、新しい生活様式にも対応できるような講座形式についても検討していく必要がある。また、固定化しがちな講座のテーマについては、男女共同参画に対する世の中の意識の急速な変化に対応し、より柔軟に設定していくことが課題と考える。	今後も事業を推進していく必要がありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を配慮した、事業方法の見直しを研究していくことを望みます。
広聴人権課	10	男女共同参画に関する意識啓発の実施	男女共同参画に関する講演会の実施	男女共同参画講演会を実施する。 年1回開催 300人 対象：市民	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により延期とした。	計画期間では、地域の情報誌等への掲載協力を依頼するなどして、市広報の配布地域よりもさらに広範囲に講演会の宣伝ができた。講演内容によっては、集客目標数に届かなかった講演会もあり、今後は、より市民の興味を引き付けられるよう講師の人選や告知方法についてさらに研究していく必要性がある。	十分な成果を上げており、今後も男女共同参画社会実現のための研究していくことを望みます。
広聴人権課	11	男女共同参画に関する意識啓発の実施	男女共同参画についての情報紙の発行	男女共同参画情報紙の発行 年1回 47,000部 新聞折込とポスティングによる配布及び公共機関に配架。この他にも配架先を検討する。	男女共同参画情報紙の発行 年1回 48,000部	男女共同参画情報紙を発行し、新聞折込とポスティングによる配布及び公共機関への配架を行うことができたが、これらの方法に留まらず、電子媒体等を利用した新たな発行形態についても検討し、さらに多くの人に読まれるための方法を模索していきたい。	十分な成果を上げており、今後は更なる目標達成に向けて事業の課題の改善に向けた効果的な検討・実施を望みます。
広聴人権課	12	男女共同参画に関する意識啓発の実施	男女共同参画に関する意識啓発の実施	情報コーナーの人権・男女共同参画コーナーの拡充と、男女共同参画週間特設ブースを設けるなど、広く市民に情報提供できるようにする。	チラシの配架、書籍の購入を行った。 男女共同参画週間に特設コーナーを設け、ワークライフバランスに関するDVDを上映。広報ざまや市ツイッターで周知し、市の男女共同参画推進に向けた取り組みに関してはホームページにも掲載した。	計画期間中、講座チラシの配架や特設ブースの設置等により広く市民に学習情報を提供することができた。また、情報提供の手段として、従来の市広報、ホームページに加え、市ツイッターなど、新たな広報ツールを取り入れて積極的な情報発信を行った。	引き続き事業の発展に必要な課題を検討し、積極的な情報提供を実施していくことを望みます。
広聴人権課	13	男女共同参画に関する意識啓発の実施	男女共同参画に関する職員研修の実施	年1回開催 対象：新規採用職員	年1回開催、対象者：45名	新規採用職員が、各所属に戻り、チラシ作成や講演会等を企画する際に、男女共同参画の視点（イラストの表現、曜日・時間帯の選定、保育付きなど）を意識してもらえるような研修ができた。	成果を上げており、今後もジェンダー平等の視点を配慮した、事業の実施・検討を推進していくことを望みます。

